

別紙

諮問第565号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子の法定代理人として行った「平成27年〇月〇日の〇〇児童相談所職員：〇〇と〇〇との面談に係る記録全て」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年8月22日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 趣旨

一部開示決定処分を取り消し、非開示部分（条例16条2号適用箇所は除く）の開示を求める。

また、空白（白抜き）行があるが、ここが対象外となっているのであれば、その対象外部分も開示又は規定に準じた非開示を求める。

(イ) 理由

a 「相談主訴」について

相談者が「私の主訴はこうです」と言うことはまずないため、相談員が相手

の訴えの主たる部分を捉えたものと認識している。しかし、児童相談所における「相談主訴」を非開示とする根拠が条例16条8号であるならば推測のしようがあるが、これでは推測すら及ばない。当該情報を開示することで「適正な業務」にどんな支障を来すかが不明である。

b 「要旨」について

2行目は、母の叫び又は母の怒声あるいは母の大声に関する記載であり、この事実記載を開示して何の支障があるというのかが不明である。

c 「詳細」の非開示部分について

1行目は、母は挨拶を返さなかった、無言だった、不安（又は不服）そうだった、何やら怒っていた等の記載であり、この事実記載を開示して何の支障があるというのかが不明である。

5行目及び6行目は、非開示となっているため反論のしようがないが、子の面接時での様子やそれに対してどのような接遇を行ったかが記述されているか、それとも日常的な会話から主たる目的は虐待事実の引き出しであり、そのためにどのような手法を採ったかであるかが記述されていると考えるが、いずれにしても法的保護に値する蓋然性たる理由を求める。

9行目は、担任の先生に関する会話途上に、非開示情報に値する内容は見当たらない。子との会話のやり取りの中で心理司が、不思議だ、教え方が上手なのかといった旨の感想を子と述べ合った場面があるが、これが判断や評価となるため非開示としているのであれば、条例16条6号は、判断や評価を全て非開示とする規定ではなく、あくまで「開示することにより、適正な業務に支障を来すおそれ」の情報である。開示・非開示の線引きが理解し難い。

18行目は、学童のお迎えについて交わされた会話で、ここに記述されている以外には、心理司による注釈・念押しの確認や問いかけがある。これに対する子の反応が非開示に値する理由が理解できない。この部分を非開示とするのは、条例16条6号には値しないと確信しているが、こじつけで非開示とするなら同条6号ではなく8号による方が妥当ではないか。

23行目から26行目までは、心理司と子の間で取り交わされた密約や、心理

司の執拗とも言うべき母の叫びを引き合いに出し、虐待を聞き出すと同時に子の反応を窺う記録があると推測するが、仮にこの非開示部分がそれ以外の内容であっても、この心理面接の全容に鑑みたところ、条例16条8号の適用に及ぶものは見当たらない。

27行目は、心理司の問いかけや子の表情やそこから窺える（判断・評価した）心情等を記したものではないかと推測する。しかし、いずれにしても条例16条6号を適用し、法的保護されるべき要因は見当たらない。

31行目は、家庭復帰後はどうなのかという確認と心理司の問いかけに関する内容が記されていると推測されるが、「開示することにより適切な業務に支障を来すおそれ」はない。

d 「詳細」の非開示部分について

3行目以降は、条例16条2号の適用については内容を推測できないが、それに相違ないのであれば不服としない。ただし、本非開示部分（2行目）本条本号に値しない部分については、条例17条の適用をもって一部開示を求める。理由は、条例16条6号の規定による非開示理由は、前述と同様、そしてこの心理面接の一部始終の内容から、開示しても適切な業務遂行に支障を来すものではないと思料する。

また、その他の非開示情報（3行目、4行目、9行目及び10行目）についても同様の理由である。

イ 意見書

(ア) 処分庁が下した非開示理由について

処分決定通知書、反論書、理由説明書、ともに条例16条6号を適用する非開示理由は、児童相談所の評価・判断に関する情報、又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより「相談援助の方針が明らかになり」「又は関係者との信頼関係が損なわれ」「児童相談所の業務遂行に支障が生じるおそれがある」である。

なお、今回の理由説明書には「各々場面の評価は、総合評価とは一致しないことがある」との内容が新たに加わっている。

a 「相談援助の方針が明らかになり」について

そもそも、児童相談所の相談援助の方針策定又は実施は、法令でも指針でもガイドラインでも、秘匿でもなければ秘密裏に行うことなどと示されていない。むしろその逆で「援助方針の策定に当たっては保護者等の参画を図るなど」「援助方針は子どもと保護者に十分に説明と協力を求め」である。処分庁の示した理由は、相談援助の方針を明らかにしないことを前提としているが、それ自体が不適正であり、それによって生じる弊害は、審査請求書、反論書でも述べたとおり、少なくない。それが、ひいては児童相談所業務の真髄である「子どもの福祉達成」に支障を来すものである。

b 「関係者との信頼関係が損なわれ」について

相談援助業務においては、信頼関係の構築がまず必要不可欠となるが、本件について照らし合わせてみると、信頼関係が築かれているならば、信頼関係を損なうとされる情報が本人に開示されたとしても、それによって著しく信頼関係に支障を来すものではない。

なお、請求人は開示請求者以外の“個人”の情報で、それら第三者との信頼関係を損なうおそれがあるものについての非開示に対する請求は行わない。ただし、本件では一か所、条例16条2号を適用した部分があるが、この児相内におけるこの場面で開示請求者以外の公務員ではない“個人”が存在したのか、という疑問は拭いきれず、この点については問う。

c 「各々の場面の評価は総合評価と必ずしも一致しないことがある」について

援助過程においては当然の過程であるが、これは本件の非開示理由に値するものではないと考える。各々の場面の評価を照合した場合に、本人が矛盾として捉えたり、誤解を招いたり、いらぬ摩擦が生じることを想定しているのだろうが、その摩擦は「各々の場面評価は総合評価と必ずしも一致しないことがある」旨と、多少の根拠説明で、その誤解は解決できる。

d 「児童相談所の業務に支障が生じるおそれ」について

上記 a から c までの例示からしても、理由は認められない。その他にも

様々な要因も考えられるが、処分庁は非開示を妥当とする理由を明確に示してはいない。

なお、条例の非開示情報に値するのは「“適正な”業務の遂行に支障が」である。

(イ) 非開示の妥当性について

条例の趣旨に基づき、個人の権利利益は保護されなければならない。

個人情報情報は原則開示である。この理念を尊重したとして、他方で著しく支障がある場合に、条例16条の非開示情報としての例外的運用が認められるのであって、実施機関の都合や単なる思惑による支障を来す可能性があってはならない。

そして、開示することにより、個人の利益は確保されるが、実施機関の不利益（蓋然性が認められるもの）があるが、個人には不利益となる場合、それを十分に比較衡量されなければならない。

条例16条6号が適用されるには、開示によってもたらされる適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれが、「単なる抽象的な可能性では足りず」「法的保護に値する蓋然性が認められなければならない」のである。

処分庁の非開示理由書は、“コピー→貼り付け”を繰り返しただけの一律の理由付記であることから、単なる抽象的な可能性を捉えているに過ぎず、また、その可能性は非開示箇所の内容によっては可能性自体が存在しないと考えられる箇所もある。

よって、処分庁の非開示理由は、条例の趣旨に反し、個人の権利利益を不当に侵害するものである。個人も権利を濫用してはならないが、実施機関も条例16条6号を濫用してはならないのである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 児童相談所の運営及び活動

児童相談所の運営及び活動については、厚生省児童家庭局長が平成2年3月5日付児発第133号として発出し、現在は地方自治法（昭和22年法律第67号）245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として運用されている「児童相談所運営指針について」（以下「指針」という。）を踏まえて行われている。

また、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「施行細則」という。）12条2項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者について、「指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。これを受け、指導経過記録票は、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容の経過について、時系列で記録される公文書である。

児童相談所においては、相談援助活動を効果的に実施するため、児童や保護者の問題の性質や生活環境等について、専門的・学問的知見に基づいて分析し、合理的見地から最善の処遇方針等を検討する必要がある。このため、指導経過記録票の作成に当たっては、単なる事実の記載ではなく、実施機関が心理面接や相談援助活動実施時における対象児童や保護者の言動等を観察・分析して行った評価や判断を記すこととして運用されている。

東京都（以下「都」という。）の児童相談所業務においては、指導経過記録票は、相談業務を取り扱う児童福祉司、児童心理司、児童相談所医師により、児童相談所情報管理システムで入力・作成処理されており、指導経過記録票に記載される各項目については、下記のように取り扱われている。

ア 相談主訴

指針では、3章2節2「相談の種類、受付経路」で児童相談所が取り扱う相談の種類を示している。

「相談主訴」とは、都が指導経過記録票に設けている項目の一つであり、指針を参考に児童相談所がその業務の遂行のため、受理した相談の種類と内容を体系的に分類して整理している項目である。児童相談所に寄せられる相談については、児童及び保護者からの相談のほか、法25条に基づく通告によるもの、少年法（昭和23年法律第168号）に基づくもの等、相談経路やその内容が、多岐にわたるもの

であり、その種類と内容をどのように分類・整理するかについては、相談援助活動を効果的に実施していく観点から、児童や保護者等の抱える問題の性質等を専門的知見に基づき分析し、最善の援助方針等を検討する必要があるため、専ら相談を受理した児童相談所の判断により決定されるもので、後に児童相談所の業務の実態を把握するための統計にも用いられていくものである。

イ 要旨

「要旨」は、下記ウに述べる詳細の要点を簡潔に記載する項目である。このほか簡易な電話連絡の記録を記載するため等にも使用されているものである。

ウ 詳細

「詳細」は、指導経過を記録する項目である。児童相談所が行った面接、調査等相談業務の具体的内容及び当該調査を通じて把握した情報、それに基づく実施機関の判断等を記載する。

(2) 非開示の理由

非開示理由は以下のとおりである。

ア 平成27年〇月〇日〇時〇分

(ア) 「相談主訴」

「相談主訴」の取扱いは、前記(1)アで示したとおりである。相談の種類と内容をどのように整理するかについては、専ら児童相談所の判断によるものである。児童相談所の相談援助に関する方針が、児童本人及びその関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、これを開示し、その意向を取り入れてしまうことにより、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼす等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号を適用して非開示とした。

(イ) 「要旨」2行目

「要旨」の取扱いは、前記(1)イで示したとおりであり、当該記録は、平

成27年〇月〇日の心理面接記録の要旨部分である。

非開示とした部分は、面接時の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助に関する方針が児童の関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

(ウ) 「詳細」 1行目、5行目から6行目まで、9行目、18行目、27行目、31行目及び32行目

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。当該記載は、平成27年〇月〇日の心理面接の記録である。

法27条1項2号の措置は、保護者及び児童について、来所面接、家庭訪問、関係機関調査等により、一定程度その変化の過程を観察し、社会診断・心理診断を行う必要がある。

また、児童相談所の援助の指針の作成の過程は、指針1章4節2(10)図一3のとおり、児童福祉司等の診断を基に総合判断を行うものであることから、各々の場面の評価(所見)は、総合評価と必ずしも一致しないことがある。

非開示とした部分は、当該場面の児童相談所の評価・判断に関する情報、又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかになり、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼす等、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

(エ) 「詳細」 23行目から26行目まで

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。当該記載は、平成27年〇月〇日の心理面接の記録である。

法27条1項2号の措置は、保護者及び児童について、来所面接、家庭訪問、関係機関調査等により、一定程度その変化の過程を観察し、社会診断・心理診断を行う必要がある。

また、児童相談所の援助の指針の作成の過程は、指針1章4節2(10)図一3のとおり、児童福祉司等の診断を基に総合判断を行うものであることから、各々の場面の評価(所見)は、総合評価と必ずしも一致しないことがある。

非開示とした部分は、当該場面の児童相談所の評価・判断に関する情報、又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかになり、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼす等、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

また、非開示とした部分には、開示請求者である子の言動が含まれ、本請求が未成年の法定代理人による開示請求であり、開示されると、親権者である法定代理人に対し、何らかの心理的影響を与え、今後、法定代理人との関係において、当該未成年の利益に反するおそれがあると認められる情報が含まれるため、条例16条8号により非開示とした。

イ 平成27年〇月〇日〇時〇分

(ア) 「相談主訴」

上記ア(ア)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

(イ) 「詳細」3行目及び4行目

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。当該記載は、平成27年〇月〇日の心理面接の記録である。

法27条1項2号の措置は、保護者及び児童について、来所面接、家庭訪問、関係機関調査等により、一定程度その変化の過程を観察し、社会診断・心理診断を行う必要がある。

また、児童相談所の援助の指針の作成の過程は、指針1章4節2(10)図一3のとおり、児童福祉司等の診断を基に総合判断を行うものであることから、各々の場面の評価(所見)は、総合評価と必ずしも一致しないことがある。

非開示とした部分は、当該場面における児童相談所の評価・判断に関する情報、又は相談業務の詳細に関する情報である。開示することにより相談援助の方針が明らかになり、児童又は保護者等から自身の意向を取り入れるよう働きかけ

が行われることが想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼす等、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

(ウ) 「詳細」 7行目から8行目まで

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。当該記載は、平成27年〇月〇日の心理面接の記録である。

法27条1項2号の措置は、保護者及び児童について、来所面接、家庭訪問、関係機関調査等により、一定程度その変化の過程を観察し、社会診断・心理診断を行う必要がある。

また、児童相談所の援助の指針の作成の過程は、指針1章4節2(10)図一3のとおり、児童福祉司等の診断を基に総合判断を行うものであることから、各々の場面の評価(所見)は、総合評価と必ずしも一致しないことがある。

非開示とした部分は、当該場面における児童相談所の評価・判断に関する情報、又は相談業務の詳細に関する情報である。開示することにより相談援助の方針が明らかになり、児童又は保護者等から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われることが想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼす等、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

また、非開示とした部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、開示することにより関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務に支障が生じるおそれがあるため、条例16条2号により非開示とした。

(エ) 「詳細」 9行目及び10行目

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。当該記載は、平成27年〇月〇日の心理面接の記録の続きであり、非開示にした部分は、前記アと同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月10日	諮問
平成29年 6月29日	新規概要説明（第174回第二部会）
平成29年 7月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 7月27日	実施機関から説明聴取（第175回第二部会）
平成29年 8月21日	審査請求人から意見書收受
平成29年 9月 4日	審議（第176回第二部会）
平成29年 9月25日	審議（第177回第二部会）
平成29年10月24日	実施機関から理由補充説明書收受
平成29年10月30日	審議（第178回第二部会）
平成29年11月20日	審議（第179回第二部会）
平成29年11月27日	審査請求人から意見書收受
平成29年12月18日	審議（第180回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談業務等について

（ア）児童相談所について

法2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

（イ）児童相談所運営指針について

厚生省は平成2年に、児童問題の複雑化や多様化を背景とし、児童相談所の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に資するものとして、指針を都道府県知事宛て通知しており、児童相談所は、当該指針を踏まえて業務を運営している。

（ウ）指導経過記録票について

施行細則12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

なお、都においては、相談業務を取り扱う児童福祉司、児童心理司、児童相談所医師により、児童相談所情報管理システムで入力・作成処理されている。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成27年〇月〇日の〇〇児童相談所職員：〇〇と〇〇との面談に係る記録全て」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。実施機関は、本件開示請求に対し、「指導経過記録票（受付番号〇〇）。ただし、面接日時平成27年〇月〇日の記録に限る。」（以下

「本件対象保有個人情報」という。)を、対象保有個人情報として特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から3までが条例16条6号に、本件非開示情報4が同条6号及び8号に、本件非開示情報5が同条2号及び6号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定(以下「本件一部開示決定」という。)を行った。

ウ 条例の定めについて

条例12条1項は、保有個人情報の開示を請求できる者について、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定し、その例外として同条2項は、法定代理人が本人に代わって開示請求をすることができる旨定めている。

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報」として、「イ 開示することが当該未成年

年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が2人以上いる場合であって、法定代理人の1人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1から5までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

実施機関によると、「相談主訴」は、都では指導経過記録票に設けている項目であり、指針を参考として、児童相談所がその業務の遂行のため、受理した相談の種類と内容を体系的に分類して整理しているものである。児童相談所は、受理した相談の種類と内容に応じて、厚生労働省が示す指針を参考に「相談主訴」を決定し、その決定区分は、児童相談所の業務の実態を把握するための統計の基礎としても用いるとのことである。

また、「相談主訴」は、相談援助活動を効果的に実施していく観点から、児童や保護者等の抱える問題の性質等を専門的知見に基づき分析し、最善の処遇方針等を検討する必要があるため、相談を受理した児童相談所の判断に基づき決定すると実施機関は説明する。

この点について審査会が確認したところ、指針では、児童相談所で受け付ける主な相談として「養護相談」、「保健相談」、「障害相談」、「非行相談」及び「育成相談」の5種類が掲げられ、これらの種類に応じた相談内容が一覧表となっており、本件非開示情報1には、同表に則した情報が記載されていることが確認できた。

また、指針8章4節「統計」には、児童相談所の業務の実態を把握するための統計の基礎データは、各種の台帳等によることが適当である旨の規定があることも確認できた。

これらのことから、本件非開示情報1を開示することにより、児童相談所の相談援助に関する方針が児童及びその関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼすなど、児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報 1 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

実施機関によると、指導経過記録票における「要旨」は指導経過の要点を簡潔に記載し、「詳細」は指導経過を記録する項目であり、これらの項目には、児童相談所が行った面接、調査等相談業務の具体的内容及び当該調査を通じて把握した情報、それに基づく児童相談所の判断等を記載することである。

本件対象保有個人情報、法27条 1 項 2 号に基づく児童福祉司による指導に関し、審査請求人の子及び審査請求人について、来所面接を通じ一定程度その変化の過程を観察し、作成したものであり、本件非開示情報 2 及び 3 には、上記児童福祉司による指導の経過が記載されていると実施機関は説明する。

この点について審査会が確認したところ、法27条 1 項 2 号では、都道府県知事が法の規定による報告等があった児童につき、児童又はその保護者を児童相談所その他関係機関等において児童福祉司等に指導等させる旨規定されており、本件対象保有個人情報の作成並びに本件開示請求及び本件一部開示決定は、同号に基づく児童福祉司による指導が実施されている期間内に行われていた。

これらの情報を開示することにより、児童相談所の相談援助に関する方針が児童本人及び法定代理人である審査請求人に明らかになると、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼすなど、児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 は条例16条 6 号に該当するため、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 4 について

実施機関によると、本件非開示情報 4 は、審査請求人の子が一時保護を解除され家庭復帰した後の状況を把握することを目的として、審査請求人及び審査請求人の子が児童相談所に来所した際に実施した面接の記録であるとのことであり、審査会が本件非開示情報 4 を見分したところ、法定代理人である審査請

求人に開示することにより、審査請求人の子の利益に反すると認められる情報が記載されていることが確認できた。

したがって、本件非開示情報4は条例16条8号イに該当し、同条6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報5について

審査会が本件非開示情報5を見分したところ、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人の子以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記載されていることが確認できた。したがって、本件非開示情報5は条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、同条6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書その他資料においてその他種々の主張を行っているが、これらは当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表

項番	非開示部分		非開示条項	本件 非開示 情報
1	相談主訴		条例16条6号	1
	要旨	2行目	条例16条6号	2
	詳細	1行目、5行目から6行目まで、 9行目及び18行目	条例16条6号	3
		23行目から26行目まで	条例16条6号及び8号	4
		27行目、31行目及び32行目	条例16条6号	3
2	相談主訴		条例16条6号	1
	詳細	3行目及び4行目	条例16条6号	3
		7行目から8行目まで	条例16条2号及び6号	5
		9行目及び10行目	条例16条6号	3